東京ジャーミイ金曜日のホタバ

2010年8月20日

孤児、親のいない子供

親愛なるムスリムの皆様。人生のそれぞれの段階で、個人もしくは社会として、私たちには物質的・精神的な多くの役割があります。その役割の一つが、孤児、親のない子供を保護・庇護し、彼らの経済的・精神的なニーズを満たすことです。日々の暮らしの中、自然災害、戦争、交通事故などといった理由で父親、母親を失った子供たちを支えること、教育の機会を与えること、彼らに、家族のような慈悲で将来へ備えさせることは、彼らの近親者を初めとして、社会全体、私たち皆の宗教的・人間的な義務です。もし社会において親のない子供が何の支援も保護も受けることなく放置され、十分に養育されることがないのであれば、その社会に属する人皆が罪を負い、アッラーの位階において責任を負うことになります。

親愛なるムスリムの皆様。崇高なる教えイスラームは、孤児が庇護され、世話をされることに非常に大きな重要性を置き、彼らに特別の注意を払うことを求めています。アッラーはこのことについて次のように仰せられています。「またかれらは孤児に関し、あなたに問うであろう。言ってやるがいい。『かれらのために、有利に取計らうのは善いことである。もし、かれらと親しく交る時は、あなたがたは兄弟である。』**アッラー**は、善意の者と悪事をなす者を知っておられる。」（雌牛章第220節）

ご自身も一人の孤児として成長された預言者ムハンマドは、自らその家に孤児を庇護され、孤児を庇護する者に次の吉報を与えられました。「孤児を庇護する者と私とは、、（二本の指のように）天国でも隣同士である。」これと共に預言者ムハンマドは、孤児の財産を着服することを、人を破滅させる罪の一つとされています。

親愛なる兄弟姉妹の皆様。孤児、親のない子供たちはアッラーからの私たちへの信託です。アッラーは常に彼らによく振舞い、慈悲を持って接することを次のような形で命じられています。「だから孤児を虐げてはならない。」（朝章第9節）孤児に対しよく振舞わず、大切にしない人については次のように警告がなされています。「断じていけない。いや、あなたがたは孤児を大切にしない。」（暁章第17節）

孤児に示されるべきよい振舞いの一つは、彼らの財産を最善の形で保護することです。孤児の財産を着服する人、孤児の財産に対し背信行為を働く人は、アッラーによって厳しく警告されています。この点について次のように述べられています。「孤児たちの財産を返還しなさい。（自分の）悪いものを、（かれらの）良いものと替えてはならない。またかれらの財産をわがものにしてはならない。誠にそれは大罪である。」（婦人章第2節）

親愛なる信者の皆様。私たちが今至っているこの聖なる月において、かかわりや慈悲を必要としている親のない子供たちを愛しましょう。頭をなで、その必要としているものを与えましょう。特に、パキスタンで起こっている悲劇で、私たちの助けを必要としている子供たちのことを忘れず、できるだけの支援を行いましょう。今日のフトバを、聖ハディースで締めくくります。「アッラーの位階において最も好まれる家は、そこに孤児を庇護している家である。」